

地域レジリエント社会研究コンソーシアム規約

令和7年7月31日 制定

(名称)

第1条 このコンソーシアムは、地域レジリエント社会研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

2 英文では、Regional Resilient Society Research Consortium と表示する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、防災に関して地域に内在する種々の課題の解決に向け、研究開発の拠点である大学、行政機関、民間事業者等が、それぞれのニーズとシーズを持ち寄り、相互に交流や協力・連携をすることにより、地域の防災・減災・縮災に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地域の防災・減災・縮災に関する情報共有及び連携推進
- (2) 地域の防災・減災・縮災に関する研究開発の推進及びその社会実装
- (3) 地域の防災・減災・縮災に関する社会への提言及び一般市民への啓発
- (4) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、第2条に掲げる目的に賛同し、第3条に掲げる活動を連携して実施する法人、法人の部局等又は個人とする。

(入会)

第5条 コンソーシアムの会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、入会申込書（様式第1号）を事務局に提出する。

2 事務局は、前項に規定する入会申込書の提出があったとき、役員による協議によって入会の可否を決するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の1か月前までに退会届（様式第2号）を事務局に提出するものとする。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員の協議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約を遵守しないとき
- (2) コンソーシアムの名誉を著しく毀損する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(役員)

第8条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。会長には、埼玉大学研究機構社会変革研究センター長をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、予め定めた順位によってその職務を代理する。副会長のうち1名は、埼玉大学研究機構社会変革研究センターレジリエント社会研究部門長（以下「部門長」という。）の職にある者をもって充て、その他の者は会長の指名により選任する。

(任期)

第9条 前条第3項に定める会長が指名する副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 コンソーシアムにコンソーシアム総会（以下「総会」という。）を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 総会の議長は、会長とする。

4 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 総会の議事は、出席した会員（議長を除く）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項を議決または承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 規約の改正
- (4) 部会の設置及び改廃
- (5) その他、コンソーシアムの運営に関する重要事項

(企画委員会)

第12条 コンソーシアムに企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は部門長、部会長及び会長が指名する埼玉大学教職員をもって組織する。
- 3 企画委員会は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 企画委員会の委員長は、企画委員会の構成員の内から互選により選出する。
- 5 企画委員会の委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 企画委員会の議事は出席者の過半数によって議決する。可否同数の時は委員長がこれを決する。

(企画委員会の議決事項)

第13条 企画委員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務の処理に必要な規程
- (3) 部会のテーマに係る企画、活動計画の策定及び構成員
- (4) その他、会務の処理に関し、会長が必要と認める事項

(部会)

第14条 コンソーシアムに、企画委員会で企画したテーマに基づき、部会を設置することができる。

- 2 各部会に部会長を置き、構成員の内から会長が指名する。
- 3 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第15条 部会に、各テーマに基づく具体的な活動を推進するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 各ワーキンググループに主査を置き、構成員の内から部会長が指名する。
- 3 主査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第16条 コンソーシアムの運営について助言を行うため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が指名するものをもって充てる。

(事業年度)

第17条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(守秘義務)

第18条 会員は、他の会員が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を無断で第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし開示を受けた情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時に既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰しない事由により公知となった情報

2 口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする。

3 会員が秘密情報に基づく研究開発を行う場合には、当該秘密情報の開示を受けた相手方から書面による事前の承諾を得ることとする。

(事務局)

第19条 コンソーシアムの事務を処理するため、国立大学法人埼玉大学研究機構社会変革研究センターレジリエント社会研究部門内に事務局を置く。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、企画委員会の議を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、令和7年7月31日から施行する。
- 2 コンソーシアムの初年度における会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日始まり、翌年3月31日に終わるものとする。